

静岡労働局 発表
令和6年2月29日

【照会先】
静岡労働局労働基準部監督課
監督課長 松本 政浩
主任監察監督官 内藤 匡樹
電話 054(254)6352

建設工事現場に対する一斉監督における 監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った192現場の26%で労働安全衛生法違反～

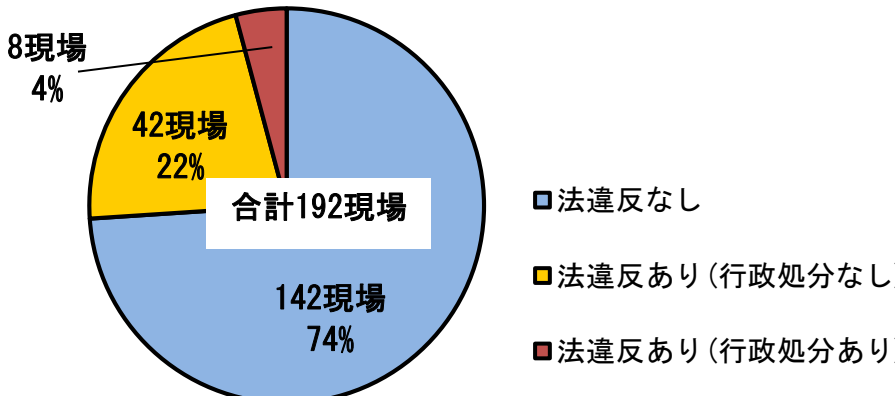
静岡労働局（局長 ^{ささまさみつ} 笹正光）では、このたび、県下7労働基準監督署が労働災害の多発が懸念される年末の1か月間（令和5年12月）に集中して建設工事現場に対して行った監督指導の状況等を取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）。

静岡労働局では、今後も、建設工事現場に対する監督指導を実施するとともに、法違反を原因として重篤な労働災害を発生させた事業場や、法違反を繰り返す事業者に対しては、司法処分を含め厳正に対処することとしています。

監督指導実施結果の概要

- 実施期間
令和5年12月1日（金）から同年12月28日（木）
- 監督指導実施工事現場数 192現場
- 法令違反の状況
 - ・ 法令違反のあった現場 50現場（26%）
 - ・ うち、行政処分（使用停止命令等）を行った現場 8現場（4%）

県内における建設工事現場に対する監督結果



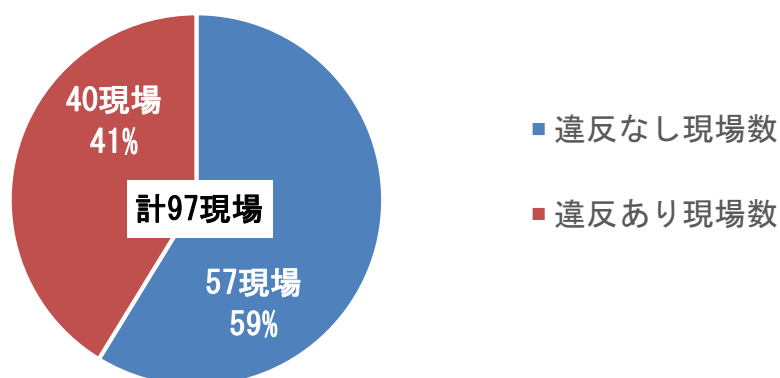
令和5年12月の建設工事現場一斉監督の実施状況

静岡労働局

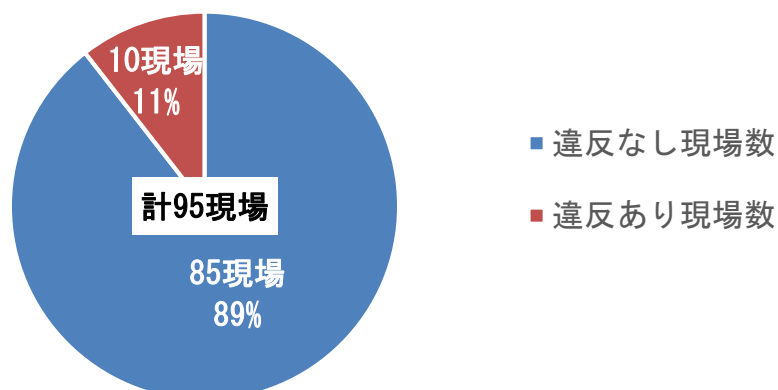
(1) 監督を実施した工事現場における法令違反のあった現場数は以下のとおりでした。

工事別	監督実施 現場数	違反あり 現場数	使用停止等 命令書交付 現場数	違反率
建築工事業	97	40	7	41.2%
土木工事業	95	10	1	10.5%
合計	192	50	8	26.0%

建築工事業



土木工事業

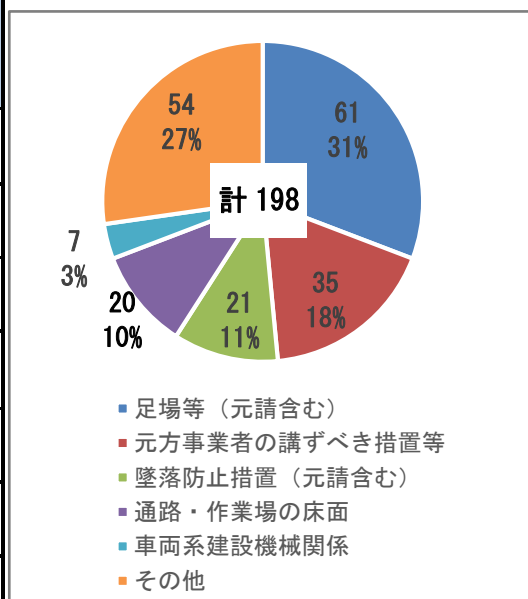


(2) 違反の状況

監督を実施した 192 の現場における違反内容と違反指摘件数は以下のとおりでした。

■建築工事業（40 箇所の工事現場での違反）

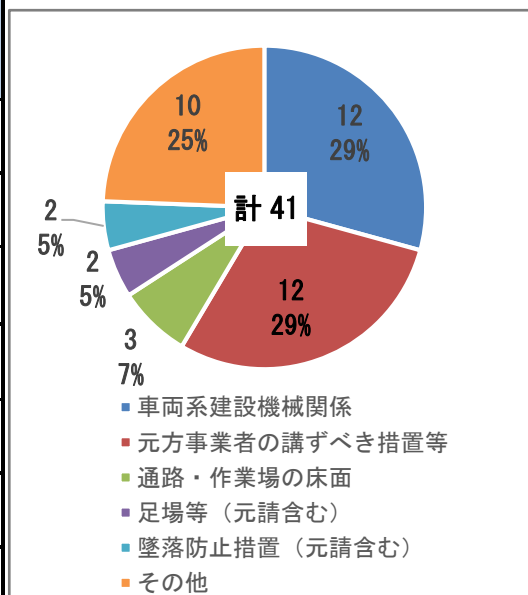
	違反内容	違反指摘件数
1	足場等	61
2	元方事業者の講ずべき措置等	35
3	墜落防止措置	21
4	通路・作業場の床面	20
5	車両系建設機械関係	7
6	その他	54
	計	198



- 高さ 2 メートル以上の足場の端に手すり等を設けていない、作業開始前に点検を行っていない、作業主任者を選定していない等。
- 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請けが行っていない等。
- 高さ 2 メートル以上の作業床の端に手すり等を設けていない等。
- 足場の通路や作業場の床面が不安定な状態であったもの。
- 車両系建設機械（ドラグショベル等）を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある個所に立入禁止措置等を講じていない等。

■土木工事業（10 箇所の工事現場での違反）

	違反内容	違反指摘件数
1	車両系建設機械関係	12
2	元方事業者の講ずべき措置等	12
3	通路・作業場の床面	3
4	足場等	2
5	墜落防止措置	2
6	その他	10
	計	41



- 車両系建設機械（ドラグショベル等）を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある個所に立入禁止措置等を講じていない等。
- 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請けが行っていない等。
- 作業場の床面が不安定な状態であったもの。
- 高さ 2 メートル以上の足場の端に手すり等を設けていない、作業開始前に点検を行っていない、作業主任者を選定していない等。
- 高さ 2 メートル以上の作業床の端に手すり等を設けていない等。